

# 中国古代の都市生活に関する法慣習寸描

杉 本 憲 司

はじめに

中国で、何時頃から都市というものがみられるようになったかについて諸説あるが、少なくとも、城壁によって聚落のまわりが囲まれ、城門、道路がつくられ、城内に大型の版築基壇をもつ建築物をはじめとして、住居があり、中に手工業所のような器物をつくる生産関係の遺構もみられるようなものを、もつとも原初的な都市と考えるなら、それは少なくとも、前一六〇〇年頃の、二里頭文化期までさかのぼることができよう。<sup>(1)</sup> それ以後、中原をはじめ各地に都市が生れてくるが、その都市には人々が数多く集住していることからおこるさまざまな問題がある。とくに、そこでの生活をスムーズに行うために、お互いに守るべき慣習が自然に生れてきたと思われる。そうして、都市生活の慣習から法慣習への発展があり、更に都市法というものが生れてくるのではないかと考えられる。

勿論、ここで論ずることは種々の文献史料・考古資料での制約が存在している。たとえば、地域差の問題をどうするかである。大きく分けて、黄河中・下流域のいわゆる中原のアワ作地帯と、長江中・下流域のコメ作地帯では、自然環境、農業生産様式のちがいから、そこでの生活にもちがいがあはるはずである。このことがどこまで追求できるか、今のところ自信がない。

次に文献史料の問題である。『周礼』『春秋左氏伝』『国語』『戦国策』などをはじめとして、先秦諸子と出土文字

史料があるが、それらの中に含まれる史料の年代、書物の成立年代に関して問題がかなり存在している。故に何時頃の話なのか、はっきり定めることのできないものが数多く存在している。しかし、これから論ずるところは、少し厳密差に問題があるが、戦国時代の様子であろうことを一応想定している。

## 一 都市内の組織と法の公布

都市内に、人々がいかなる地区に、どのような組織をつくって生活をしていたのであるか。『国語』齊語によれば、管子の話として次のようなことがみえる。

「桓公曰成民之事若何。管子対曰、四民者勿使雜処、雜処則其言嘍、其事易。公曰処士農工商若何。管子対曰、昔聖王之処士也、使就閭燕。処工就官府、処商就市井、処農就田野。」

これによると、士農工商という都市内居住者の居作地を処あらしめることを云っていて、官僚である士は清浄の地に、工人は役所のそばの官営手工業所に近いところに、商人は市場に、農民は田野にと、それぞれの生産活動の場にもっとも適した場所に、住み分けをすることをいっている。<sup>(2)</sup>

そうして、その居住区において、住民の組織化が行われていた。田斉の事をいっているとされる『銀雀山竹簡』<sup>(3)</sup> 守法・守令十三篇では、

「五家而為里、十里而為州、十郷（州）而為州（郷）、州郷以地次受（授） 田于野、百人為区、千人為域。」

とあつて、戸数をもとにする里、州、郷の制と、人数をもとにする区、域の制があつたことがうかがえる。このような里には「里正」とか「伍老」という住民側から選ばれた指導者がいたが、国家はこれらの人を権力の末端に組み込んで、国家の身分とされる「里正」とか「伍老」という胥吏がいたことがうかがえる。<sup>(4)</sup> これらの胥吏のもとに、商鞅の変法にみられる什伍制が管理されていた。これらは軍令をもとにして行われていたことがうかがえる。<sup>(5)</sup>

また、『周礼』秋官司民の条には、

「司民掌登萬民之数、自生齒以上、皆書於版、辨其國中与其都鄙及其郊野、異其男女、歲登下其死生。」

とあつて、司民が民を管理するための戸籍作成のことがみえる。これによると、子供が齒がはえてきて、即ち生れたてでは死亡することが多かつたので、齒がはえて生命が安定したときに、幅広の牘に、その住所である國中（城郭内）、城外の郷、郊遂か、野であるかを記し、更に男女別々にされ、毎年、その死生が報告され、戸籍にのせたり、削除されていた。『睡虎地秦簡』<sup>(6)</sup>によれば、封診式（八〇—一二）に、

「封守、郷某爰書、以某県丞某書、封有鞫者、某里士伍甲公家、妻、子、臣妾、衣物、畜産。●甲室、人、一宇二内、各有戸、内室皆瓦蓋、大木具。●妻曰某、亡、不会封。●子大女子某、未有夫。子小男子某、高六尺五寸。●臣某、妾小女子某。●牡犬一。」

とあつて、戦国時代末の秦の戸籍の内容がくわしくわかる。これによれば、士伍の甲となつてゐるが、それ以外の者も同様に、妻子、家内奴隸、衣服、家具、家畜など動産と、家屋などの不動産について、くわしく戸籍に登記していることがわかる。都市内の生活も、このような戸籍をもとにした、什伍制などの隣保制を通じて家父長と、その下の家族一人一人まで、国の法による支配が及んでゐた。

ところで、法がいつ頃から成文法として流布されたかについて、池田雄一氏の見解の如く、鄭の子産の鑄刑鼎、晋の趙鞅・荀寅の刑鉄鼎から、鄭の鄆析の竹刑という、刑典をしるす素材の変化の中に、次第に刑典が日常的になつてくつてきたことを予想することができる。<sup>(7)</sup>『周礼』によれば、法を役人によつて民に頒布していくことになつてゐた。大司寇が、正月朔日に五刑を邦国都鄙に公布するために、雉門の前に法文をかかげて、民に示し、小司寇は、属するところの官にしめしている。これをうけて、各官はそれぞれの支配下の者に、法を頒布していくことになる。例えば、州長は毎年、正月に州に属する民に法を読み聞かせてゐる。更に、党正は春夏秋冬の第一番目の月初に、

民を集めて、邦法を読んでいる。族師は毎月初に民を集め邦法を読んでいる。この邦法以外に、国中に用いられる禁令は「糾」といわれ、諸々の都鄙に用いられる禁令は「憲」ということもみえる。

以上のように、『周礼』には法を公布し、それが官吏を通じて民にまで及んでいることをのべているが、このことは、秦の始皇帝の時に、法を官吏から教わることがいわれ、法を私議したり、私的著作での言及を憚ることがみられたが、これとても、法の公布を官吏を通じて行うことであつて、その点では『周礼』の世界に共通するところだ、法についての批判、私議の禁止と云うことから、法が民に非公開であつたとは云えない。このようにみえてくると、古代の都市内の生活において、一応、民は国の法を知つていたと考えてよい。唯、唯々諸々と法に従つて守ることが必要であつたのである。それでは、次に都市生活において、どのような法慣習があつたのか少しみていきたい。

## 二 門の管理

城郭都市や、その中にある里などで外部世界との出入口である門の管理は、その内部の安寧秩序をはかるため嚴重に行われていたと考えられ、門には司門や門尹、監門、監者という役人がいて管理をしていた。彼らの身分は、『史記』魏公子伝にみえる侯嬴や、同じく張耳陳餘伝にみえる陳餘が、共に生活が貧しい老人や、身をかくすための人の仕事としてみられている。しかし、彼らの仕事は多岐にわたり、『周礼』地官司門によると、

「司門掌授管鍵、以啓閉国门。幾出入不物者、正其貸賄。凡財物犯禁者拏之、以其財養死政之老与其孤。祭祀之牛牲繫焉、監門養之。凡歲時之門、受其余。凡四方之賓客造焉、則以告。」

とあつて、司門か国门の管鍵をつかさどり、門の開閉を行い、門を出入する者を監視し、出入する物資に税をかけている。司門の官は『周礼』では、大大夫二名、上士四人、中士八人、下士一六人、府二人、史二人、胥四人、徒

四〇人とあり、一門あたり下士二人、府一人、史二人、徒四人がおかれたとされる。これだけの官で、城門管理は、祭祀の犠牲である牛の世話などの雑務的なものまでいれると大変仕事であったと考えられる。『墨子』号令篇では、「宿鼓在守大門中、莫（暮）令騎若使者操節閉城者、皆以執篋、皆鼓鼓十、諸門亭皆閉之。行者斷、必繫問行故、乃行其罪。晨見、掌大鼓縱行者、諸城門吏各入請籥開門已、輒復上籥、有符節不用此令。」

とある。これは戦争状態か、それに近い時のことかも知れないが、各城門にいる門吏は、夕暮に出入する騎馬の者や使者は節を持つているが、城門を閉めるにあたって、皆とり調べる。夕方には太鼓を十回打ち、すべての門と亭は閉され、交通は遮断される。それを犯して通行する者は捕えられ、その理由を問われて、場合によっては罪せられる。夜明けにはまた大鼓が鳴らされ、自由な通行がゆるされる。すべての門吏は、それぞれの部署に入つて、鍵をもらいうけ門を開け、開門すると鍵は返される。符節を持つ者には、以上の令を用いないとある。ここに「此令」としてるところをみると、門の開閉、門を通行する者に対して、恒常的な令があつたと考えられる。『管子』立政篇にも、ほぼ同様の話がみられる。

「築障塞匿、（道）路、博（搏）出入、審閭閭、慎筭鍵。筭藏于里尉、置閭有司、以時開閉、閭有司覩出入者、以復于里府。凡出入不時、衣服不中、圜屬群徒不順於常者、閭有司見之、復無時。」

これは、里の閭門の管理に関するもので、城門と同じように、鍵で門を閉じていて、その鍵は里府のもとに藏せられていたことがわかる。また、閭門を通る者についても、里府に報告をしているが、特に、出入が適当な時でない者、着ている衣服が尋常でない者、一族、群徒など集団で常態でない場合には、閭の有司は早速里尉に報ずることになっていった。

以上、見てきたように、都市生活で、内外を分ける城門、あるいは城内の里の内外を分ける閭門の管理は厳重に行われていたが、特に戦争状態という非常時には、更に厳重に行われていたことは『墨子』備城門以下の諸篇にみ

える。

### 三 都市生活の安寧について

都市生活における秩序維持のため、いくつかの法的事例をみる事ができる。『周礼』地官、司隸の条には、

「司隸掌憲市之禁令、禁其鬪闘者与其隸乱者、出入相陵犯者、以属遊飲食于市者」

とあって、市場の管理者である司市⑩とあって、市場中で、争いごとをしたり、大声でどなるような乱民や、市場での出入できまりをやぶる者や、なまけて働かないで遊食をしたりする罷民に対して、おとがめを行い、若し止めないならば捕えて鞭打ちを行っている。また司稽は、

「司稽掌巡市、而察其犯禁者与其不物者而搏之。」

とあって、市場中の不物者、すなわち衣服や持ち物が異常に思われ、常人と異なる者に対して、これを捕え罰している。これらは市場中において法秩序を乱す者に対する取締である。

以上のような市場における事だけでなく、一般の生活の場にあつても同様で、『管子』立政篇には、

「圜属羣徒不順於常、閭有司見之、復無時。」

とあって、多数の人が異常な行動を行った時には、閭の有司がいかなる時にもかわらず、早速、上司に報告することがみえる。『管子』八觀篇には、八つの国情観察を行って、国の実態を知ることがのべられているが、その中に村落の風俗習慣をみる事がみられる。

「入州里、觀習俗、聽民之所以化其土、而治乱之国可知也。州里不羸、閭閻不設、出入毋時、早晏不禁、則攘

奪、竊盜、攻撃、殘賊之民、毋自勝矣、食谷水、巷鑿井、場圃接、樹木茂、宮牆毀壞、門戸不閉、外内交通、

則男女之別、毋自正矣。」

これによると、村里の界が明確に定められ、村里の門が設けられ、その出入に時が定められ、早朝、深夜の交通が禁止されていなければ、生活の安寧に不都合なことがおこるといわれる。また民が勝手に谷川の水や、勝手に巷中に掘った井戸で、水を汲んだり、家と家の庭がくつつけていたり、樹木が茂げって見通しがききにくいとか、家の塀がこわれていたり、門が閉められていなかったりして、自由に行き行きできる状態では、男女の別がなくなり、男女の間を正しい関係にすることができないとしている。このような都市生活の秩序維持は、国家の側からいえば、生活のすべてを国家の監視下に置くことから始まると考えていたのであろう。以上のようなことは秦律の中にもみられる。『睡虎地秦簡』法律答問（二八六）に

「越里中之与它里界者、垣為完（院）不為。巷相直為院、宇相直不為院。」<sup>①</sup>

とある。これによると他の里との界にある囲墻をこえてはいけないという律があるが、この場の囲墻が「院」であるのかどうかという疑問に対して、答問では両つの巷が相対している墻が院であって、両屋が相対している間の墻は院でないとしている。この簡の文章は、はっきりとは解せないが、里を界している墻を越えることの場合のようであるが、この律なども都市生活の法律の一例としてあげられよう。

以上のところでも見られたが、都市内生活で、戸外での行動がゆるされるのは日中だけであって、夜、日が西に没した時以後、朝、日が東にのぼる直前まで、すべての外出がゆるされず、そのことを取り締る役人がいたことが、『周礼』秋官の司寤にみられる。

「司寤氏掌夜時、以星分夜、以詔夜士夜禁。禦農行者、禁宵行者、夜遊者。」

とある。これによれば、夜警にあたる夜士なる官吏が、寇害や公事に反する者に備えて、都市内をめぐっていたようである。

また、都市生活では静寧がもとめられたようで、『周礼』秋官銜枚には、

「銜枚氏掌司蹕、国之大祭礼、令禁無蹕。軍旅、田役、令銜枚。禁蹕呼歎鳴于国中者、行歌哭于国中之道者。」

とある。銜枚とは口に棒を横にかませて、しゃべれないようにするという意の名をつけた官吏で、これは国事について、やかましく議論することからはじまり、国の天地宗廟の祭りの時に、その祭礼にたづさわる者が、やかましくしゃべることが、鬼神を敬らないことになるとして禁ぜられていた。また、軍事行為や田役の時にも、やはりやかましくしゃべらないようにしている。これは軍役の時には相手にさとられないように行動するために、静かにすることが必要であつたのであろう。前半は、国の政治、祭事、軍事にかかわることであるが、後半は、城内にあつて、大声で話したり、歌つたりすることと、哭したりすることが禁止されている。『周礼正義』の疏に引かれた恵士奇の説によれば、これらのことは、国の大祭礼の時に關するもので、甯戚が車からおりて歌つたとあつて、師田祭礼でなければ歌哭は禁止されていなかつたのだとしてゐる。しかし、大声でわめいたり、歌哭することは、多くの人をまどわし、まちがつた方向に相感動させるところがあるので、禁止されていたと考へてもよい。

城内の静寧は音声だけでなく、行動においても同様に禁止されていたようで、『周礼』秋官の禁暴氏によれば、  
 「禁暴氏掌禁庶民之乱暴力正者、僞誣犯禁者、作言語而不信者、以告而誅之。」

とあつて、庶民の好んで暴力行為を行つたり、力づくで正を得たり、いつわつて誣告をしたり、造言卑語で衆をまどわすような者を禁ずるといふことである。このような行為は、国家治政の側からみれば、秩序をみだす不逞な行為であつた。しかし余りに、国家側の取り締りが厳しかったりすると、『国語』周語上に見えるようなことになる。それには、

「厲王虐、国人謗王。邵公告曰、民不堪命矣。王怒、得衛巫、使監謗者、以告、則殺之。国人莫敢言、道路以目。王喜、告邵公曰、吾能弭謗矣、乃不敢言。邵公曰、是障之也。防民之口、甚於防川、川壅而潰、傷人必多、



民亦如之。是故為川者、決之使導、為民者宣之使言。故天子聽政、使公卿至於列士獻詩、瞽獻曲、史獻書、師箴、賧賦、矇誦、百工諫、庶人伝語、近臣尽規、親戚補察、瞽、史教誨、老、艾修之、而後王斟酌焉、是以事行而不悖。民之有口、猶土之有山川也、財用於是乎出。猶其原隰之有衍沃也、衣食於是乎生。口之宣言也、善敗於是乎興、行善而備敗、其所以阜財用、衣食者也。夫民慮之於心而宣之於口、成而行之、胡可壅也。若壅其口、其与能幾何。王不聽、於是国莫敢出言。三年、乃流王於彘。」

とある。これは西周王朝の厲王の悪政についてのべ、結局のところ王が彘に追われたという共和政治に関する一説話である。当然のことながら厲王の時の話であるかどうか不明で、儒家的な聖王に対局する悪王としての話としてつくられた説話であるかも知れない。しかし、『周礼』の文から考えて、先秦時代には、政治に対する言葉による誹謗に対しての弾圧があつたことは考えられるので、この説話もその一面を述べているものとみてよいであろう。ところで、これによれば、厲王の虐政に対して、国人が王を誹謗したので、王は神靈を身にもっているため、誹言があれば、それが誰が云っているかを知ることができる衛の巫人を使つて、誹言者をさがして、これを殺したので、町の中の人々は敢えて口で物を云わなくなり、目くばせで意志を通じ合うような状態になつたと云っている。また、この説話の中で王の卿士である邵公なる人が、「民の口あるは、猶、土（地）に山川があるがごときなり」と云っているように、誹言であるかどうかは別にしても、民の口をふさぐことの不自然さをのべている。このことからみれば、国が問題にしているのは、やはり、『周礼』に云うところの暴言誹謗が禁止される行為であつて、普通の町での話まで禁止の対象となつていないと考えてよい。

### 三 道路・交通についての規制

城郭都市内の交通についても、秩序づけが行われていたようである。現在のところ二里頭期文化末期に比定され

る河南省偃師原戸郷溝の偃師商城の城内に、城門から城門にいたる城内道路が整備されているのを初めとして、先秦時代の城郭都市には、縦横に道路がつくられていた。『周礼』秋官の野廬氏の条には、

「野廬氏掌達国道路、至于四畿、比国・郊・及野之道路、宿息、井、樹。若有賓客、則令守涂地之人聚櫟之、有相翔者則誅之。凡道路之舟車擊互者、斂而行之。凡有節者及有爵者至、則為之辟。禁野之横行徑踰者。凡国之大事、比脩除道路者、掌凡道禁。邦之有大師、則令掃道路、且以幾禁行作不時者、不物者。」

とある。これによれば野廬氏は国の道路を管理する官で、都市から郊外、畿に至る間の道路と、それに附属する宿舎、水飲みと食事を提供する井、日陰げをつくる街路樹のごときものなどをいつも管理していた。街路樹については、『国語』周語中にもみえ、それによると、「周制有之曰、列樹以表道、五鄙食以守路。」とあって、道に樹えて道路の標識にすることが周制であるとみえる。漢代の画像石の車馬出行図などの場合で、道路の側に樹木の表現などがあるのは、その伝統であろうし、また、現在の中国でも道路の両側に木がみられるのは、若しかしたら中国古来からの伝統の中の姿なのかも知れない。

道路が混み合つて、車と車の車軸の端にある轂（車轄）がぶつかり合うようなことが起れば、交通整理を行つて順序よく交通が行われるようなことも行なわれていた。また舟のことにも文が及んでいるので、若しかしたら水上交通においても同様に交通整理が行われていたのかも知れない。外に、野での交通であるが、道路でなく、みだりに田中をいったり、横道を足早にいったり、溝渠のところ、橋架を渡たらず越えていったりすることも、正常な交通に反するのか禁ぜられ、野廬氏はこれらの行為を取り締まっていた。

道路の清掃も大切な仕事で、特に国の大事である征伐、巡守、田獵、天地の郊祀、王の親行に際して、道路及び、それに属する宿舎の整備・清掃が行われた。また、道路は多くの人が往来するところであるので、不審な人を監視することが行われている。たとえば、野廬氏によれば「道禁」とされるもので、注によれば、布をもって顔をおお

う者、即ち覆面をした者や、武器を持った者、朝早く、夕暮より以後に行動する者、衣服が異常な者に対しての監視のことが云われている。

それでは、道路をどのように歩くのが、礼にかなう行動とされていたのかについては、『礼記』王制によれば次のように云われている。

「男子由左、婦人由右。車從中央。父之齒隨行、兄之齒雁行、朋友不相踰。輕任并、重任分、班白不提絜。」  
これによれば、城内の道の歩き方が定められていたようで、中央の車道をはさんで、男子は左側を、婦人は右側を歩くことになっていたとされる。また、集団で歩くとき、父親とその同排行の人は年齢順に、後からついていき、兄弟の時は、その年齢順に「八」字型に斜め後に従っていき、友達同志の時には、お互いに前・後にならないように歩く。また、荷物を担うときは、その重さの軽重を考えて、老少者は軽きものを担っている。この歩き方は、儒者のいう礼にあたるものであろうが、ここにみられる歩行の方法に近い慣習があったと考えられる。

道路管理についても定めがあったようで、『周礼』秋官にみえる修閭氏は城内の交通管理を行っていたようで、『禁徑踰者、与以兵革趨行者、与馳騁於国』は、皆、国中の民を惑わす行為として禁止されていた。即ち、通行を禁止されている側道などの道路を行く者、車で武装をして早くいくこと、あるいは城内を早く走っていくようなことである。このようなことは、同じく『周礼』秋官の野廬氏の条にもみられ、城内だけでなく、城外の野においても同様であったと思われる。

道路の様子については、『国語』周語中に定王が單襄公をして宋に聘せしめ、更に楚にいった時の様子が次のように書かれている。

「定王使單襄公聘於宋。遂仮道於陳、以聘於楚。火朝覲矣、道弗可行、候不在疆、司空不視塗、沢不陂、川不梁、野有庾積、場功未畢、道無列樹、墾田若菽、饑宰不致餼、司里不授館、国無寄寓、果無施舍、民将築台

於夏氏。」

とあつて、道路などの管理が悪いことがのべているが、その中に道路を管理する司空なる官吏が、道路を調べていないことや、道路に樹林、即ち街路樹のないことがあげられている。また、この文のすぐ後に、「夏令曰、九月除道、十月成梁」とあつて、周がよつてゐる夏后氏の令では、九月に道路整備が行われ、十月に川の橋梁整備が行われることがみえる。続いて次のような文もみられる。

「周制有之曰、列樹以表道、立鄙食以守路。」

これによると、先きにみえた街路樹を植えることが周制であることがわかる。韋昭の注によれば、列樹は道をあらわすためにし、且つ、城を守るための用であるとしている。この外、道路を守るために鄙にあつて、十里ごとにおかれた廬に、飲食が置かれていて、道路整備にあたる人々に対して万全の処置をとつていた。これに対して、道路整備が行なわれないと、国として先王の法制をすてたことあたり、非常に困つたことになる。このことは『国語』周語中に、

「今陳国道路不可知、田在草間、功成而不收、民罷於逸樂、是棄先王之法制也。」

とあつて、陳国の様子が書かれているが、これによれば、道路管理が悪くて、道がどこにあるかわからないという情況の危険性をのべている。

#### 四 火災について

多くの人々が生活する都市において、災害がおこることは、人々の生活をおびやかすだけでなく、都市そのもの、ひいては国そのものにもまで危険を及ぼすことになる。その災害の中で、火災は特に注目される。『春秋左氏伝』昭公十八年の条に、次のような話しがみえる。

「夏五月、火始昏見。丙子風。梓慎曰是謂融風、火之始也。七日其火作乎。戊寅風甚。壬午大甚。宋・衛・陳・鄭皆火。梓慎登大庭之庫以望之、曰宋・衛・陳・鄭也。數日皆來告火。……（中略）……火作、（鄭）子產辭晉公子、公孫于東門、使司寇出新客、禁旧客勿出於宮。使子寬、子上巡羣屏攝、至于大宮、使公孫登徒大龜使祝史徙主禘於周廟、告於先君。使府人、庫人各參其事。商成公參司空、出旧宮人、寘諸火所不及。司馬、司寇列居火道、行火所愆。城下之人伍列登城。明日、使野司寇各保其微、郊人助祝史、除於国北、禳火于玄冥、回祿、折于四鄙。書焚室而寬其征、与之材。三日哭、国不市。使行人告於諸侯。宋、衛皆如是。陣不救火、許不弔災、君子是以知陳、許之先亡也。……（中略）……」

七月、鄭子產為火故、大為社、祓禳於四方、振除火災、礼也。乃簡兵大蒐、將為蒐除。……（中略）……火之作也、子產授兵登陴。子大叔曰、晋無乃討乎。子產曰、吾聞之、小国忘守則危、況有災乎。国之不可小、有備故也。既、晋之辺吏讓鄭曰、鄭国有災、晋君、大夫不敢寧居、卜筮走望、不愛牲玉。鄭之有災、寡君之憂也。今執事擱然授兵登陴、將以誰罪。辺人恐懼、不敢不告。子產対曰、若吾子之言、敵邑之災、君之憂也。敵邑失政、天降之災、又懼讒慝之間謀之、以啓貪人、荐為敵邑不利、以重君之憂。幸而不亡、猶可説也、不幸而亡、君雖憂之、亦無及也。鄭有他竟、望走在晋。既事晋矣、其敢有二心。」

とある。これは前五二四年にあたる周の景王二十一年の夏五月に、大火（さそり座のアンタレス）が日暮れに見えてきたが、これは融風という火をおこす風を吹かせることになり、ついに宋、衛、陳、鄭の都城で火災がおこったという話である。この火災に際し、鄭国でとられた行動がみられ、災害に対する国の処置の仕方がわかる。

火災がおこると、鄭の子産は、先ず国に来ていた他国の人（晋の公子・公孫）を城の東門より城外に出し、危険から遠ざけている。また司寇をして、新しく来た客を城外に出ることを行い、昔から来ている他の諸侯の大夫たちは、住居から外出しないような処置をとっている。一方、城内での大切なところである祖廟に火が及ばないように

はかり、木主を周廟にある石函である柘に合祀している。城内の防災の為、司馬、司寇の官吏が火災のところにいて、火を防ぎ、火事場泥棒を取り締まったり、火災にあつたところの救済を行った。一方、多くの人手が必要であつたので、城外の郷中の正卒を部位をなして登城してきて、城内の警備にあたつている。火災のおこつた次の日には郊外の司寇がその指揮をとつている。このような人的な防災の外、神々の加護を祈るため、郊人と祝人が共に、北の城外でも祭祀の壇をつくつて、水神である玄冥や、火神である回祿に、火を穰う祈りを行い、また、城の四壁において火の残り火の災いを防ぐことを祈つている。火災後の処置として、焼失した建築物を国に報告して、賦税の減免と復興のための建築材を支給している。また、国は三日間、哭し、市場を閉鎖して憂戚を示している。一方、諸国に対して火災のあつたことの報告をしている。

以上の様子を見ると、火災はお互いに大きな被害を及ぼすものであるので、あらかじめ防火処置などをして置くことが必要になってくる。以下は城攻めの時の話してはあがるが、少し参考になる。『墨子』備城門篇に、

「故凡守城之法、備城門為鼎門沈機、長二丈、広八尺、為之兩相如、門扇數令相接二寸、施土扇上、無過二寸。……(中略)……救熏火、為烟矢火城門上、鑿扇上為材、塗之、持水麻斗、革盆救之。門扇薄植皆鑿半寸、一涿弋、弋長二寸、見一寸、相去七寸、厚塗之以備火、城門上所鑿以救門火者、各一垂水、容三石以上、小大相雜。」

とみえる。これは敵の門攻めを防ぎ、門扇が焼けないよう、厚さ二寸に泥を塗ることを云つている。このように城攻撃で、もつとも象徴的なのは門攻めである。このため城門の備えは重厚になつている。また後半部の文では、火矢をもつて城門を焼こうとしているのに対するもので、これも同様に門扇に泥を塗つている。このような燃えやすいものに、あらかじめなんらかの防衛策がとられていたと思われる。たとえば、『墨子』号令篇には、

「諸竈必為屏、火突高出屋四尺。慎無敢失火、失火者斬其端、失火以為乱事者車裂、伍人不得、斬。得之、除救火者無敢謹誨、及離守絶巷救火車斬。其正及父老有守此巷中部吏、皆得救之、部吏亟令人謁之、大将、大将使

信人將左右救之、部吏失不言者斬。諸女子有死罪及坐失火皆無有所失、逮其以火為亂事者如法。」

とある。これによると、城内にある各家の竈には防火壁をつくり、煙突も高く屋根上から四尺でていることを求め、より注意をして火事をださないようにすることを定めている。しかし、もし火事をだした場合は、その火元になった者は斬罪になり、また失火を利用して乱を起こした者は車裂の刑に処せられた。また、その事をおこした人の属する五人組が、その人を捕えることができれば、五人組は斬刑に処せられる。若し捕えることができれば、五人組は罪を免ぜられる。消火にあたっては、やかましく騒ぎたててはいけなし、若し騒ぎたてたり、守場を離れたり、街路で消火を防げる者は斬刑にあたる。城を準備している里正や父老、街を守る部吏たちは、皆、消火にあたり、部吏は一早く大将に報告し、大将は使者を派遣して、部下に命じて消火にあたらせる。部吏で報告をおこした者は斬刑された。若し、失火の責任をとらなければいけない場合は、たとえ女でも同じく、上は死刑から、失火の責任の度合いに従い、また火災にまぎれて乱をおこすときも、それぞれ法に従って処刑された。

以上は、『墨子』の文であるから、敵が攻めてくるという情況での規定であると思われるので、このように厳しい刑に処せられたのであろう。それでは、平時の時はどのようなようであつたらうか。秦の戦国時代末の例であるが、『睡虎地秦簡』の法律答問に次のようなことがみえる。

「燧火延燔里門、当贖一盾。其邑邦門、贖一甲。」(一六〇)

これによれば、失火をして、それが延焼して里門を焼いた時の罰は盾一つ分であり、若し邑の城門を焼いてしまつたら、罰は一甲分であるとされる。また、法律答問に次のようなものもある。

「舍公官(館)、燧火燔其舍、雖有公器、勿責。●今舍公官(館)、燧火燔其段(假)乘車馬、当負不当出、当出之。」(一五九)

これによると、官府の館舎に住んでいて、失火で建物が焼失した時、その中に官有の器物があつたときは、賠償さ

せられないが、もしその時、借用している車馬に火が及んで焼けたときは、賠償すべきかどうかを問うている。その答えは賠償すべしであるとしている。ここには、館舎を失火で焼いてしまったことに対する罰則規定がみえないが、多分、別に規定があったのであろう。ここでは、唯、館舎の中にあつた器物のことだけが問答の対象となつてゐるのであろう。それにしても、少し軽罪のように思われる。

この二簡にみえる火災に関する法は、秦帝国成立直前の、且つ平時のものであるが、『墨子』にみえる戦時のものと比較してみると、少し平時とはいへ、更に、共同体の出入口である重要な門は、相当厳しく管理されていた場所であり、『墨子』備城門篇では、特に火災に対しての防護策がとられていたぐらいであるので、それが『墨子』と比較すると、秦律は盾・甲ぐらいの罪金(物)刑ですむというのは軽すぎると思う。『墨子』の時代と秦律の時代の時間的な差なのか、それとも秦という国の問題なのか、この点、史料不足でなんとも云えない。この点は秦律全体の性格についての問題にまでかかわってくるので、これからの説明を待ちたい。

## 五 都市内の保健・衛生

多人数の生活では、保健・衛生にかかわる行為も注見される。若し、病氣などが蔓延したりすると、都市生活を根底からおびやかす、国家そのものまで影響が及んでくる。『周礼』秋官の赤髮氏によれば、

「赤髮氏掌除牆屋、以蜃炭攻之、以灰洒毒之、凡隙屋、除其貍虫。」

とある。これによると、赤髮氏は宗廟・官府の建物につく虫の害を除くことにあたり、貝殻を焼いてその灰を建物にかけて、虫を追ひ、同時に湿気を防ぐのに役立つ。また牆壁がこわれて隙間が生じて、その中に住む小動物を徐くことも必要であるとのべている。これは宗廟・官府の建物についてのことであるが、一般の住民の建物も同じことがいえると考えてよい。同じく秋官にみえる庶氏も、



「庶氏掌除毒蠱、以攻說禴之、以嘉草攻之。」

とある。人に害を与える虫を除くために、一つは神に祈つてなくすことと、もう一つは葉草をくすべて、虫を燻除している。博山炉はこのための香炉の一つであることは、先きに論じたところである<sup>15)</sup>。これに似たものに、翦氏がある。この官は、

「翦氏掌蠹物、以攻祭攻之、以莽草熏之。」

とあり、庶氏が人につく虫害を防ぐことを行つたのに対し、翦氏は器物につく虫を除くことを行つていたのである。以上のように、住居、器物、人につく虫の害を除くことを専門にする官吏がいることは、生活での保健衛生面で重要なことであつたあらわれであろう。都市全体の衛生を管理していたのは、蜡氏で、『周礼』秋官のその条には、

「蜡氏掌除骹。凡国之大祭祀、令州里除不蠲。……(中略)……若有死於道路者、则令埋而置榻焉、書其日月焉、俟其衣服任器于有地之官、以待其人。掌凡国之骹禁。」

とある。これによると蜡氏は死体を衛生上より取り除いたりするとく、国の天地を郊祭するときには不蠲を除くことをしたり、若し道路上で死んだ人があれば、それを埋葬し、その側に死んだ日月を揭示し、その人の著けていた衣服や持ち物をその地の官府、すなわち郷亭にかかっている。この場合は道路上で死んだ無縁者は、ほつておく衛生上問題があるので、それを臨時に埋葬することで、その腐敗を人の前にさらすことはない。このことが多くの人が生活する中では衛生上絶対に必要なことである。『荀子』王制にも治市(『荀子集解』によれば、『周礼』の野廬氏にあたる)の事にたずさわる官吏は、道路の管理にもかわり、「修採清」とある。『礼記集解』によれば、道路上にある穢を清潔にするということ、これも都市衛生にかかわつた官吏であつたと思う。

『史記』李斯伝によれば、

「商君之法、刑棄灰於道者。夫棄灰、薄罪也、而被刑、重罰也。彼唯明主為深督輕罪。」

とあつて、商鞅の定めた法に、道に灰を棄てた者を罰するというものがあつたとされる。『塩鉄論』刑徳篇にも、「商君刑棄灰於道、而秦民治。」とあり、更に、『史記』商君伝の集解に引かれた『新序』の佚文にも同様なことがみられる。このように漢代には、商鞅の法に棄灰の罪があつたと信じられていたようである。しかし、『韓非子』内儲説上では、これが「殷之法」ということになっている。これについては、王応麟が『困学紀聞』巻十で

「韓子曰、殷之法、刑棄灰於道者。子貢以為重、聞之仲尼、仲尼曰、知治之道也。以商鞅之法為殷法、又訛於仲尼、法家侮聖言至此。」

と云つていて、王氏は法家の儒家侮辱という方向にとらえている。ところで、灰を道に棄てることが罰せられる位の罪なのかという問題である。このことについて、楊寬氏は、灰は田の肥料とすべきもので、これを道路に棄てることは、商鞅の農業生産発展策に関係するのだとしている。これに対して、徐中舒氏は、灰を道路に棄てることは、塵を道に捨てることと同様に、環境衛生を破壊するもので、人々の許さないところであつたのだと解している。私はこの徐氏の説によつて、棄灰とは都市生活の上で、人々の目や口に灰がはいったりして、人体に害を与え、生活環境をよごすことに関係した法であつたと考えてよいと思つている。

以上のように、多くの人々が生活をしていく上で、お互に生活をおびやかされないように注意しなければいけない。とくに衛生が悪いと、病気が流行して大変なことを引き起こす可能性もあるので、単に灰を捨てただけという軽罪でも、罰する必要があつたのだらうと思う。先きあげた『荀子』王制にみえる「修採清」とは、まことにこの棄灰のような行為があつた時に、それを清掃することにあたるのであらう。そうして、棄灰のような事が度々、行われるのでは困るので、軽罪でも罰するという法がつくられて、民を制したのであらう。<sup>18)</sup>

## おわりに

多くの人々が生活する都市で、生活が無事に行われ、且つ国家の側からいえば支障なく支配ができることが、平時においてもっとも良いことである。そのために、国は民を支配下において、完全にコントロールを行い、それと共に、民の生産・消費の生活をどこおりになく進めるため、住居の位置を職業によって指定するようなことを行った。そうして、それぞれの場所での生活が里などの単位で行われ、そこで国家による管理が行われる。特に、門の管理が秩序維持の重点とされた。門は他世界との接触を行うところで、ここで都市内の秩序に反するような者の都市への出入りを調べることなどを行っている。また、都市での交通、道路についても秩序維持のための種々の制約が行われている。都市でもっとも大きい事件は火事である。今日のように建物が都市内につまんで建てられていなかったと思うが、それでも火事は多くの建物を焼失させてしまい、生活面でも、また、政治面でも大きな損害を与えるものである。それで火事に対す法慣習が早くから整備されていたと思う。火災と並んで、保健衛生も今日のような医療機関がなく、薬もない時代のことであるので、不衛生なことは都市全体を流行病・伝染病の脅威におとし入れる危険があつたので、それに対する積極的なかわりがみられる。以上のような諸点からみて、今回は明確なる都市生活法的な法大系をつかむことができなかつたが、法規制にちかひ法的な慣習のようなものがあつて、人々はそれを守ることで、都市の生活を、より安全に行っていたと思われ<sup>19</sup>る。

### 注

九九六。

- (1) 杉本憲司「中国における都市文明の誕生」『講座・文明と環境・第四巻・都市と文明』に所収。朝倉書店、一  
公論社、一九八七。 中央

- (3) 『銀雀山竹簡〈守法〉〈守令〉十三篇』、『文物』一九八五年第五期。裘錫圭「蓄夫初探」、『雲夢秦簡研究』所収、中華書局、一九八一。
- (4) 『韓非子』外儲說下。
- (5) 『國語』齊語「作内政而寄軍令焉。」
- (6) 『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社 一九七八。
- (7) 池田雄一「春秋戦国時代の罪刑法定化の動きと以吏為師について」、『唐代史研究会編』『中国律令制の展開とその国家・社会との関係』所収、一九八四。
- (8) 『史記』秦始皇本紀「天下若有欲学法令、以吏為師」。
- (9) 池田雄一、前出。
- (10) 『周礼』天官司市「司市掌市之治・教・政・刑・量度・禁令」。
- (11) 注(6)に同じ。
- (12) 甯威將任車、歌於車下、苟非師田祭祀、則歌哭皆弗禁也。」
- (13) 『史記』蘇秦伝「臨菑甚富而実、其民無不吹竽鼓瑟、彈琴擊筑、鬪鷄走狗、六博、蹋鞠者。臨菑之塗、車轂擊、人肩摩、連任成帷、拳袂成幕、揮汗成雨、家殷人足、志高氣揚」。
- (14) 杜預注に「鄘、城也。城積土、陰氣所聚、故祈之、以禳火之余災。」
- (15) 杉本憲司「漢代の博山炉」、『近畿古文化論攷』所収 吉川弘文館 一九六三。
- (16) 楊寬『商鞅变法』上海人民出版社 一九五五。
- (17) 繆文遠訂補『七国考訂補』上海古籍出版 一九八七。
- (18) 保健衛生に関して、『睡虎地竹簡』にみえる。秦律中に囚人が癘疫（流行病）にかかった場合に、隔離することとが「法律答門」(一〇六)みえるのを本文中にあげることを見失っていた。
- (19) この論文を書くにあたって、張鴻雁『春秋戦国城市經濟發展史論』（遼寧大学出版社 一九八八）が最初のヒントになった。